『税を考える週間』特集

理解・協力得て税を身近に

国税庁では、毎年11月11日から17日までを「税を考える週間」と定め、さまざまな広報活動を展開しています。埼玉県内でも、15の税務署でこの期間中に税に関する講演会や、表彰式等様々なイベントが開催されます。本日は、浦和税務署長の和栗正栄氏、社団法人埼玉県法人会連合会長の利根忠博氏、埼玉県納税貯蓄組合総連合会長の飯島賢二氏、関東信越税理士会埼玉県支部連合会長の久保章氏の4人をお迎えして、税の役割と税務署の仕事、租税教育、e―Tax（国税電子申告・納税システム）などについて伺いました。（聞き手：埼玉新聞社社長　小川秀樹）

(社)埼玉県納税貯蓄組合総連合会会長
飯島　賢二氏

浦和税務署長
和栗　正栄氏

関東信越税理士会埼玉県支部連合会会長
久保　章氏

埼玉県法人会連合会会長
利根　忠博氏

―それでは、最初に浦和税務署の和栗署長から、税を考える週間の趣旨について説明願います。

和栗：国税庁では、日ごろから国民の皆様に租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解してもらい、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税道義の高揚に努めていますが、毎年11月11日から11月17日までの一週間を「税を考える週間」とし、特に、この期間を中心に様々な広報広聴施策を実施しています。

今年の「税を考える週間」のテーマは、「税の役割と税務署の仕事」といたしまして、国民の皆様に適正・公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取り組みをご紹介するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会を設けています。

特に今年は、3月11日の震災発生後、その復興財源について、議論されているところであり、国民全体でこれまで以上に税の使い道について関心が高まっています。

この「税を考える週間」を機に、皆様にも「税の役割と税務署の仕事」について、ご理解を深めていただければと考えています。

―つづいて、本日お集まりいただいた各団体の「税を考える週間」における取組について紹介していただくことにします。最初に、埼玉県納税貯蓄組合総連合会長の飯島会長お願いします。

飯島：埼玉県納税貯蓄組合総連合会では、中学生の「税についての作文」募集、e―Taxの普及拡大、消費税滞納の未然防止と振替納税の推進に関する表彰の3本柱を今年度の重点事業として、積極的に推進を図ることとしております。

中学生の「税についての作文」の優秀作品は、この週間中に各地区で行われる式典で表彰します。また、毎年、週間中に開催される記念講演会などにも参画しています。

―（利根会長）法人会はいかがですか。

利根：埼玉県法人会連合会では、法人会の原点である「税」に関する活動を充実させることに努めています。

「税を考える週間」では、県内15単位会で様々な講演会や研修会を実施するほか、租税教育活動も積極的に行っています。また、今年度は、単位会が足並み揃えて公益法人を目指すこととして位置づけ、全単位会が新制度へ円滑に移行できるよう、単位会と協力しその対応策と支援策を検討しているところです。

―（久保会長）税理士会はいかがですか。

久保：関東信越税理士会埼玉県支部連合会では、「地域経済の再生は税理士が担う」という使命感のもと、「信頼される税理士制度の確立」のため、全会員参加による会務を目指して、様々な施策を実施しています。

この週間中は、税理士の社会公共的役割を広く知ってもらうため、県下全域への広報に努めるほか、無料税務相談会などを実施します。また、併せて行われる「税に関する中学生・高校生の作文」に対し関連団体の協力を得て、4名の生徒に対し県連会長賞として表彰状と記念品を贈呈する予定です。

税務行政の広報

―和栗署長から「税の意義・役割」を理解していただくための広報とありましたが、国税ではどのような問題意識を持って取り組んでいるのですか。

和栗：国税においては、戦前は賦課課税制度といって、税務署が所得を算定して税額を納税者に告知していましたが、昭和22年に、税制を民主化するために所得税、法人税、相続税の三税について、申告納税制度が採用され、その後多くの国税に適用されることとなりました。

この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行することが必要です。このため、税務署では、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、租税の意義・役割についての広報活動や租税教育に取り組んでいるところです。

―具体的な取組は。

和栗：具体的な広報活動としては、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）を中心に、テレビ、新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に用意したパンフレットなどの各種広報媒体や各種の説明会を通じて、租税の意義や役割、税の仕組みなどの様々な情報を提供しています。

国税庁ホームページでは、申告・納税の手続きなどに関する情報を提供しており、誰もが容易に利用できるよう、利用者の目的に沿った案内機能の向上を図るとともに、文字拡大・音声読み上げ機能など視覚に障害がある方や高齢者の方の利便性にも配慮しています。

また、「税を考える週間」には、テーマに即した情報を提供するほか、インターネット番組「Web－TAX－TV」において、国税庁の取組やジャンルに合わせた税金のガイドをご覧いただくことができます。

―租税教育についてはいかがですか。

和栗：租税教育は、基本的に学校教育の中で充実されるとともに、社会全体として取り組むべきものとの考え方の下、次代を担う児童、生徒などのみなさんが、国の基本となる租税の意義や役割を正しく理解し、健全な納税意識を養うことができるよう、租税教育の充実に向けた環境整備と支援に努めています。

具体的には、各都道府県等に設置された、国、地方公共団体、教育関係者などで構成された「租税教育推進協議会」を中心に、広く関係民間団体の協力を得て、学校からの要請に基づく税務職員の講師派遣や租税教育用副教材の作成・配付、作文募集のほか、学校の先生方を対象とした講習会などを行っています。

また、国税庁ホームページに「税の学習コーナー」を設け、児童・生徒が自ら税について学習できるように、租税の意義、役割を分かりやすく解説したページを提供するとともに、楽しみながら税を学習できるようにクイズやゲームなどのページも用意しています。さらに、学校の先生をはじめ、租税教育を行う指導者の方が利用できる「租税教育用教材」を提供しています。

租税教育への取組

―和栗署長から、国税の租税教育の取組状況について紹介がありましたが、法人会の租税教育に関する取組状況はいかがですか。

利根：法人会では、青年部会と女性部会が中心となって租税教育活動や地域社会貢献活動の合同事業を企画しております。

青年部会では、今年の1月30日に、埼玉県、埼玉県教育委員会及び埼玉県租税教育推進協議会の後援の下、越谷サンシティホールでサイエンスショーを開催し、小学校の親子1181名に参加していただきました。非常に好評だったことから、同様の企画を平成24年1月29日に川越市民会館で開催する予定です。また、女性部会では、例年親子タックスツアーを企画しており、今年は8月23日に「税と夏休み　親子でタックスツアー」ということで、エプソン品川アクアスタジアムへのバスツアーを開催しました。

さらに、税の啓蒙活動として、若者を対象とした税の啓発用マンガ本「税ってなんだ？」（全法連作成）を県連・各単位会を通じ8万3千部配付しました。

―税理士会はいかがですか。

久保：税理士会では、社会貢献事業の一環として租税教育に積極的に参加しています。平成15年に埼玉県租税教育推進協議会の正会員となり、関係機関と連携して県内の小学校・中学校・高校・社会人等に対する租税教育に携わっています。租税教室に対する講師派遣件数は年々増加しており、平成22年度は、342回開催し、受講された児童・生徒等は2万1121名になりました。

また、各支部で行われている租税教室と情報交換を行い、意見要望等をとりまとめて本会等に報告するなど、今後の租税教室に活かすよう努めているところです。

―納税貯蓄組合はいかがですか。

飯島：納税貯蓄組合では、正しい税知識の普及と納税道義の高揚を図るための活動という理念の下、先ほども申し上げましたが、中学生の「税についての作文」の拡充を図っています。

作文募集事業は、昭和42年にスタートして以来半世紀近くにわたって継続して実施し、おかげさまで応募生徒数は毎年増加の一途を辿っており、他団体と一線を画した納税貯蓄組合独自の事業として大きな成果を挙げています。

昨年度は、全国で約54万編の応募をいただいており、埼玉県下の373校の中学校から3万9556編の応募をいただき、総務大臣賞を受賞された生徒さんがいらっしゃいます。

本年度も重点事業の筆頭に位置づけ、「未応募校ゼロ運動実施中！」の埼玉県連スローガンで地域格差のない応募実績確保等を目標に活動しているところです。

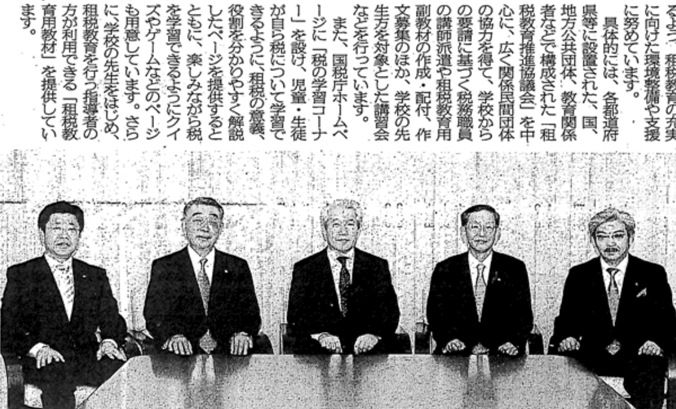

左から小川社長、久保会長、和栗署長、利根会長、飯島会長

税務署の仕事

―和栗署長、「税を考える週間」の2つ目のテーマである「税務署の仕事」について税務署のみなさんが目標としている事項はありますか。

和栗：国税庁の任務は、財務省設置法規則第19条により「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」を図ることと定められています。

この任務を果たすために、先ほど紹介した、広報活動や租税教育など納税者が納税義務を理解し実行することを支援する活動とともに、善良な納税者が不公平感を持つことがないよう、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対し、的確な指導や調査を実施することによって誤りを確実に是正する活動、言い換えれば、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた取組を行っています。

―浦和税務署で特に力を入れて取り組んでいる事項は何ですか。

和栗：浦和税務署では、現在、次の3つの事項について重点的に取り組んでいます。

1つ目は、ダイレクト納付の利用拡大です。ダイレクト納付というのは、「国税ダイレクト方式電子納税」の通称で、事前に税務署へ届出をすることで電子申告等の送信をした後に、簡単なクリック操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して納付することができる新たな納付手段です。平成21年9月から導入され、平成23年5月からは、埼玉りそな銀行でもダイレクト納付を導入したことにより、その利用に向けた広報に努めているほか、税理士に対する研修などを実施しています。

2つ目は、国際化への取組です。企業や個人の国境を越えた事業・投資活動の活発化に伴い、国際課税事案の調査の重要性が高まっています。このため、海外取引を行っている納税者や海外資産を保有している納税者等に対して、租税条約などに基づく情報交換制度を効果的に活用するなどして深度ある調査の実施に取り組んでいます。また、国際課税を専担する国際税務専門官を中心に、調査体制の充実・強化に取り組んでいます。

3つ目は、人材育成。適正・公平な税務行政の推進に向けた人材育成、特に若手職員に対する指導育成は国税の組織にとって極めて重要な課題と考えており、必要とされる専門知識の向上などを図ることとしています。

e―taxの普及

―「ダイレクト納付」の話にも出てきましたが、国税電子申告・納税システム（e―Tax）の普及については引き続き、国税の重点取組事項と聞いておりますが。

和栗：国税当局では、納税者の利便性の向上と事務処理の簡素化・効率化等を図るよう、各種施策に取り組んでおり、特にインターネットを利用して国税に関する申告や納税、申請・届出などが行えるe―Taxの普及を推進しております。

e―Taxを利用すると、納税者や税理士は、税務署や金融機関の窓口に赴くことなく、自宅や事務所などから申告や納税の手続を行うことができ、さらに、e―Taxに対応した税務・会計ソフトウェアを利用することにより、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができるので、事務の省力化やペーパーレス化につながります。

国税当局にとっても、窓口あるいは郵送で提出された申告書の収受事務や申告書データの入力事務の削減など直接的な効果のほか、文書管理コストの低減などの間接的な効果が期待され、税務行政の簡素化・効率化が図られることになります。

平成22年度においては、平成21年度に引き続き利用が集中する確定申告期間の24時間受付と日曜日のヘルプデスク受付、法人税等の申告が多い5月末の受付時間延長を実施するなど、利用者利便の向上に努めました。

このような様々な取組の結果、平成22年度の重点手続の利用率は50・2％になりました。

―税理士会はいかがでしょうか。

久保：各支部にe―Tax専用パソコンを設置し、各会員のICカード（電子証明書）取得と更新を勧奨し、電子申告制度の更なる利用促進を図るための施策を実施しています。具体的には、目標値を設定して積極的に導入を推進し、地方税ポータルシステム（eLTAX）についても、適時会員に情報を提供してその普及に努めています。

また、支部の研修会でダイレクト納付について研修して、その利用拡大に努めています。

―納税貯蓄組合はいかがですか。

飯島：租税の自主納付態勢確立のための活動は、正しい税知識の普及と納税道義の高揚を図るための活動と並び、納税貯蓄組合活動の二大根幹をなすものという理念の下、e―Taxの普及拡大に努めています。e―Taxは、予め登録すれば自宅や事務所から国税に関する様々な申告や納税が可能となり、租税の期限内完納に寄与するものであることから、本年度も重点事業として、取り組むこととしております。

具体的には、①租税の期限内納付推進活動には必ず〝e―Taxの利用促進〟を含める、②会報、チラシ、ノベルティ等にe―Tax利用勧奨文言を掲載し、広報する、③納税貯蓄連合会・役員・組合員自体のe―Tax利用を図るといった活動を推進していくこととしています。

―法人会はいかがですか。

利根：本年度も引き続き、税理士会・税務署との連携強化を図り、e―Tax利用届出書の提出及び未提出先の利用促進を図ることとしています。

平成22年度においては、役員企業を中心にe―Taxの利用促進に努め、おかげさまで、利用率は74・4％（前年比7・6％増加）という高い水準を達成することができました。今年度も更なる利用促進を目指して努力してまいります。

まとめ

―皆さんからいろいろお話をいただきましたが、最後に和栗署長からお話をいただけませんか。

和栗：私どもはこの「税を考える週間」を機に、国民の皆様に税をより身近なものと考えていただければと願っております。

今後も、納税者の皆様の視点に立った分かりやすい情報の提供を行うとともに、納税者の皆様からのご意見・ご要望を伺い広聴の充実に努めてまいりますので、正しい申告と納税につきまして、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

―本日は、誠にありがとうございました。